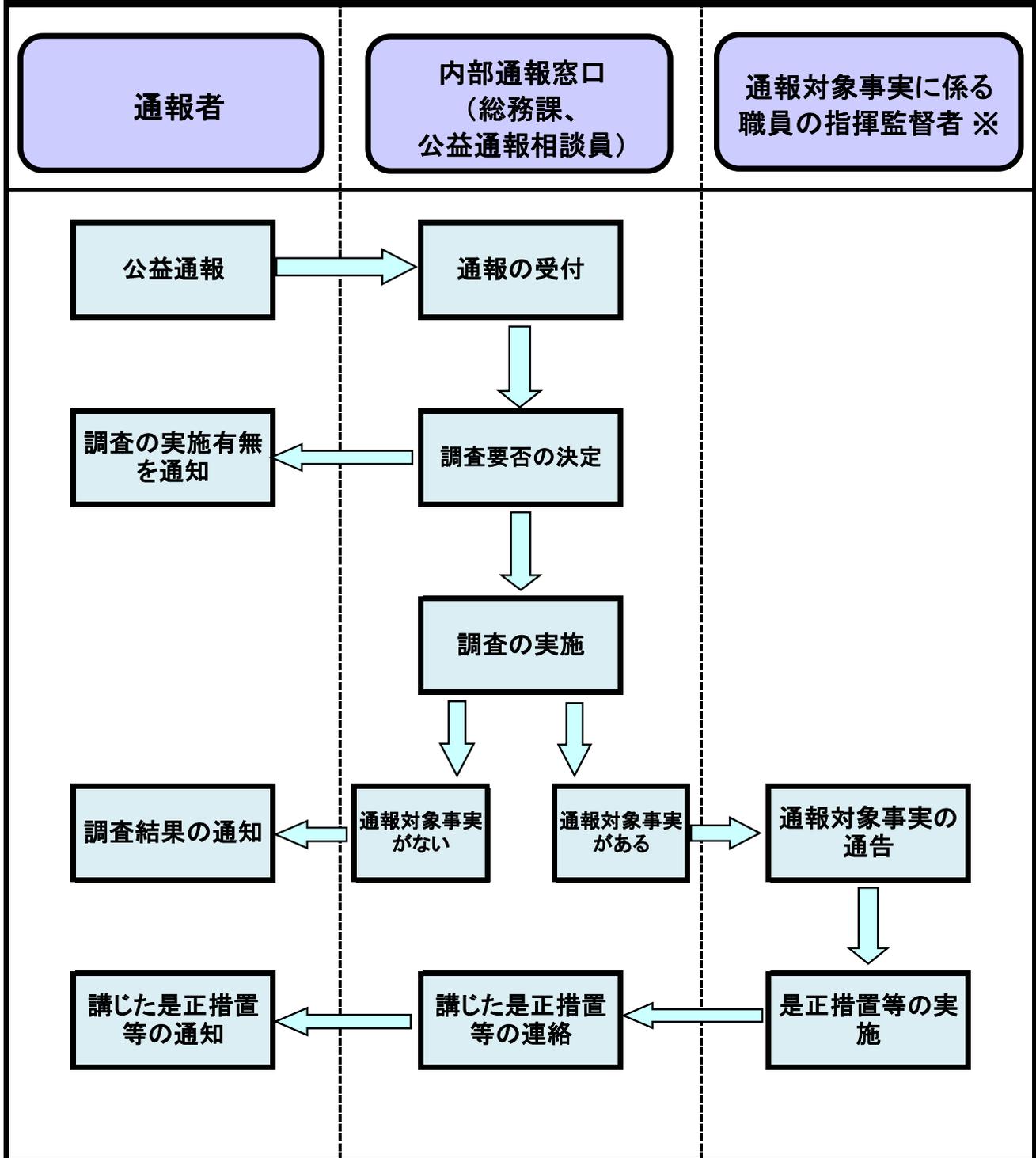


内部の職員等による公益通報の対応フロー



※ 「通報者」が以下の場合、「通報対象事実に係る区の請負契約等の事業所管の指揮監督者」

- ① 区の事業に従事する派遣労働者
- ② 区と請負契約その他の契約を締結している事業者が当該契約に基づき行う事業に従事する労働者
- ③ 公益通報の日前1年以内に上記①から②に掲げる者であった者
- ④ 区と請負契約その他の契約を締結している事業者が当該契約に基づき行う事業に従事する役員